

議案第 84 号

石垣市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例

石垣市へき地保育所設置条例(平成元年石垣市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「収容人員」を「定員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

名称	位置	定員
石垣市伊原間保育所	石垣市字伊原間 20 番地 4	30 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

伊原間保育所の位置の是正及び定員の下限を見直すため条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市へき地保育所設置条例(平成元年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行			改正後（案）														
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に保育所を設置し、その名称、位置及び<u>収容人員</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th><u>収容人員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石垣市伊原間保育所</td> <td><u>石垣市字伊原間40番地7</u></td> <td><u>11人以上30人程度</u></td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	<u>収容人員</u>	石垣市伊原間保育所	<u>石垣市字伊原間40番地7</u>	<u>11人以上30人程度</u>	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に保育所を設置し、その名称、位置及び<u>定員</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th><u>定員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石垣市伊原間保育所</td> <td><u>石垣市字伊原間20番地4</u></td> <td><u>30人</u></td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	<u>定員</u>	石垣市伊原間保育所	<u>石垣市字伊原間20番地4</u>	<u>30人</u>
名称	位置	<u>収容人員</u>															
石垣市伊原間保育所	<u>石垣市字伊原間40番地7</u>	<u>11人以上30人程度</u>															
名称	位置	<u>定員</u>															
石垣市伊原間保育所	<u>石垣市字伊原間20番地4</u>	<u>30人</u>															

